

秋田市小規模修繕契約希望者登録要領

(目的)

第1条 秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱に基づく入札参加資格の審査を受けることができない市内業者を対象に、市が発注する小規模修繕の受注機会拡大を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 小規模修繕の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる契約で、1件の金額が50万円を超えないものとする。

(受注できる者)

第3条 小規模修繕を受注できる者は、予め小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載された者とする。

(登録できる者)

第4条 契約希望者として登録することができる者は、秋田市内に主たる事業所又は住所を有する者とし、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問わない。

(登録できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、契約を希望する者として登録することはできない。

- (1) 秋田市内に主たる事業所又は住所を有していない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (3) 秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱（昭和63年11月1日）に基づく建設業者等級格付名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税を滞納している者

(登録名簿への登載)

第6条 登録名簿に登載を希望する者は、秋田市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

第7条 市長は、前条第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を審査し、登録名簿に登載するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、3年間とし、以後申請に基づき改めて登録するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録されたものについては、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効とする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは秋田市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届(様式第2号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 市長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第5条に該当した場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第11条 市は、小規模修繕に該当する契約に係る業者の選定に際しては、原則として登録名簿に登録された者の中から行うものとする。

(契約保証金)

第12条 登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第6号)第128条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(前払金等)

第13条 小規模修繕については、前払いおよび部分払いの対象外とする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。